

交流推進事業協賛金等交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則第2条第1項第1号の規定に基づく交流推進事業の実施に関し、交流推進事業の協賛金等の交付について必要な事項を定めるものとする。

（協賛対象者）

第2条 協賛対象者は、福岡都市圏共通の水源地域及びその流域（有明海を含む）との交流推進事業を行う団体（以下「団体」という。）とする。

（協賛対象事業）

第3条 協賛対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）とする。

- （1）森林の育成及び保全に関する事業
- （2）河川及び海等の清掃事業
- （3）環境教育事業
- （4）水質保全事業
- （5）前各号に掲げるもののほか、その他支援が適当と認められる事業

（協賛金等の額）

第4条 1年度あたりの協賛金等の額は、予算に定める額の範囲内とする。

（協賛申請）

第5条 団体は、協賛金等の交付を受けようとする場合は、協賛金等申請書に次の各号に掲げる書類を添えて福岡都市圏広域行政事業組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- （1）活動計画書
- （2）収支計画書
- （3）定款又は規約等
- （4）役員名簿
- （5）その他管理者が必要と認める書類

（協賛金等の交付決定）

第6条 管理者は、協賛金等を交付することを決定したときは交付決定通知書を、協賛金等を交付しないことを決定したときは不交付決定通知書を、団体に通知するものとする。

（活動の変更等）

第7条 協賛金等の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、交付決定通知書を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業内容変更等申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）協賛事業の内容を変更（軽微の変更を除く。）するとき。
- （2）協賛事業を中止し、又は廃止するとき。
- （3）協賛事業が予定期間内に完了しないとき。

（実績報告）

第8条 交付団体は、協賛事業が終了したときは、速やかに協賛事業完了報告書に次の各号に掲げる書類を添えて管理者に報告しなければならない。

- (1) 活動の経過又は成果を証する書類等
- (2) 収支報告書

(交付決定の取り消し)

第9条 管理者は、交付団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協賛金等の交付を受けたとき。
- (2) 協賛金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付した協賛金等に余剰が生じたとき。
- (4) 協賛金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 管理者は、前項の規定により、協賛金等の交付決定を取り消したときは、協賛金等交付取消決定書を、交付団体に通知するものとする。

(協賛金等の返還)

第10条 管理者は、第9条第1項の規定により、協賛金等の交付の決定を取り消した場合において、すでに協賛金等が交付されているときは、期限を定めて、協賛金等の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 交付団体は、収入支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

2 管理者は、協賛金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協賛金等の交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。